

別記二

次 議

- 一、以公積金為交撤廢
- 一、衛生設備完成
- 一、給料支拂制改正（三日預ケノ事）
- 一、鐵首手者制定（百五十日支給）
- 一、勤績手者ノ改訂（一年未満三月、一年ヲ過スル者二月）
- 一、鐵首者ノ繼續

右 次 議 入

大正十五年十一月七日

日本労働會總団より文部

別記三

高山久 答

今日ハ諸君ノ成が出来ニ誠ニ意義アリト云アリマス、諸君が以テ奉リ守ル
 ト云フ意思表示ヲシテ又日ヲアリマス、私達ノ一番大切ナル事ハ單ニ幸福ナルコトヲ
 送ルハ云フト云ハ人以外物トシテ望ミハアリマセン也、諸君ハ或ハ成リ守ル
 事が一時的ナルカナラシ、永久ノ成リテアリ又他人ニ守ラスルカ、我々和々
 組合ノ基礎ヲ強クスルコトハ常ニ決定シテ大ナル影響が一人ノ成リテ諸君が組
 合ヲ如何ニ有利ニ活用スルカト云フ事が最モ肝要ナリ、手紙ニハ労働者側
 カラ積極的ニ出ルモノト會社カラ批駁的ニ出ルモノトガアリマス、今日ノ我
 會社ハ單ニ總會ヲ示スルモノ不足ノ以テ、腹が空イメカラ喰イセヨ是也
 通りパンヲ食ヘヨト云フ諸君ノ悲痛ヲ叫ビテ、人々ノ喜ノ叫ビニ對スル會
 社ハ利益が少イカラス云フヲ比較シテ法ノ適用が果シテ奉リテ及バカ
 五人ガテアリテ少数ノ資本家ノ利益ノ為メノ劣ル多數ノ人間ノ